福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱

　（目的）

第１条　知事は、福岡県内に設置されている私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園（以

下「幼稚園等」という。）の幼児教育の質の向上のため、幼稚園等を設置する学校法人その他の者（以下「学校法人等」という。）が行う幼稚園施設における環境整備に要する経費に対して、福岡県私立幼稚園等設備費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和３３年福岡県規則第５号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（補助金交付の対象となる事業等）

第２条　この補助金の交付の対象となる事業は、当該年度の５月１日現在において幼稚園等を

　設置する学校法人等が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、事業ごと

　の対象事業者、対象施設等は別表のとおりとする。

　（補助金の額の算定方法）

第３条　補助金の額は、第２条の別表に定める対象施設１施設ごとに補助基準額と補助対象経

費該当額を比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

　（申請手続）

第４条　この補助金の交付を受けようとする学校法人等は、交付申請書（様式第１号）を知事

　に提出しなければならない。

　（補助金の交付決定）

第５条　知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認

　めるときは、交付決定を行い、学校法人等に通知するものとする。

　（交付決定の条件）

第６条　この補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

　(1) 補助金は、第２条で定める補助対象経費以外の経費に使用してはならない。

　(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければ

　　ならない。

　(3) 対象施設間で補助対象経費の配分の変更をしてはならない。

　（変更申請手続）

第７条　補助金の交付決定を受けた学校法人等（以下「補助事業者」という。）が補助金の交

　付決定後に補助対象経費の変更により、変更交付申請を行う場合には、変更交付申請書（様

　式第２号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更をきたすことな

く、　次の各号に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。

　(1) 同一品目における規格の変更

　(2) 製造業者又は納入業者の変更

　（補助金の概算払）

第８条　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第３

号）により、知事に請求しなければならない。

２　知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認める

　ときは、補助金の全部又は一部について概算払するものとする。

　（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して３０日を経過した日

　又は翌年度の４月６日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第４号）により、知事に報

　告しなければならない。ただし、別途知事が通知する場合にはその期限とする。

　（補助金の額の確定）

第10条　知事は、前条の報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査及び必要に応じて行

　う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに

　付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通

　知するものとする。

　（帳簿等の整備）

第11条　補助事業者は、補助金に係る経費について、その収支を明確にした書類、帳簿等を整

　備し、事業完了後５年間保存しなければならない。

　（設備等の管理、使用）

第12条　補助事業者は、補助対象事業として取得した設備等については、その旨表示し、善良

　な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用しなければなら

　ない。

２　補助事業者が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について県に

　納付させることがある。

　（補助金の返還）

第13条　補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、既に交付した

　補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。

　(1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

　(2) 補助事業の遂行に不正があったとき。

　(3) その他この要綱に違反したとき。

　（財産処分の制限）

第14条　補助事業者は、補助対象事業として取得した設備等を、知事の承認を受けないで、補

　助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は廃棄してはならない。

　ただし、別に定める処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

　　　附　則

　この要綱は、平成２５年１０月３日から施行し、平成２５年度から令和７年度までの補助金について適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２６年８月１日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、平成２６年度の補助金について適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２７年８月１１日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、平成２７年度の補助金について適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年１月１７日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、平成２８年度の補助金について適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年８月１７日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、平成２９年度の補助金から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年１月３０日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金について適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和２年度の補助金について適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年７月１７日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和２年度の補助金について適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年３月２３日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和２年度及び令和３年度の補助金について適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年３月１５日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和３年度及び令和４年度の補助金について適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年２月１０日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和４年度の補助金について適用する。

　　　附　則

この要綱は、令和５年３月７日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和４年度の補助金について適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１８日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和５年度の補助金について適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１６日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和６年度の補助金について適用する。

附　則

この要綱は、令和６年６月１３日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和６年度の補助金について適用する。

附　則

この要綱は、令和６年１２月２０日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和６年度の補助金について適用する。この要綱の施行前に、改正前の要綱に基づき事業募集を行った補助金については、なお、従前の例による。

附　則

この要綱は、令和７年２月１４日から施行し、改正後の福岡県私立幼稚園等設備費補助金交付要綱の規定は、令和７年度の補助金について適用する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業 | 事業者 | 対象施設 | 補助率 | 補助基準額 | 補助対象経費 |
| 遊具等整備事業 | 学校法人又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人 | 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園（注１） | １／２以内 | 各年度において  1,800千円 | 遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く。） |
| 上記以外の幼稚園 | １／３以内 |
| 幼児教育の質の向上のためのICT化支援 | 学校法人又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人 | 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園、幼保連携型認定こども園又は幼稚園 | １/２以内 | ６学級以下  1,000千円  ７学級以上  1,500千円 | 幼稚園等における幼児教育の質の向上のため、日々の教育実践に関する記録の保存、指導案や指導要録の作成、教職員間での円滑な共有や保護者等への円滑な情報発信を図るためのシステム導入費、改修費、端末や備品等の購入費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。 |

（注１）　翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する幼稚園

　　　　　を含む。

（注２）　以下の事業については、補助対象期間を各項に掲げる期間とする。ただし、別途知事が通知する場合にはその期間とする。

　　　　　・遊具等整備事業

　　　　　　　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日

　　　　　・幼児教育の質の向上のためのICT化事業

　　　　　　　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日